

第 1 0 0 号議案

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正
について

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改
正する条例

豊川市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年豊
川市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前					
別表第 2（第 4 条関係）				別表第 2（第 4 条関係）					
機 関		事 務		機 関		事 務		特定個人情報	
1 ～14（略）				1 ～14（略）					
15	市 長	母子保健法 （昭和40年 法律第141 号）による 相談、支援 、保健指導 、新生児の 訪問指導、 健康診査、 妊娠の届出 、母子健康 手帳の交付 、妊産婦の 訪問指導、 <u>産後ケア事 業の実施、</u> 低体重児の 届出、未熟 児の訪問指	（略）	15	市 長	母子保健法 （昭和40年 法律第141 号）による 相談、支援 、保健指導 、新生児の 訪問指導、 健康診査、 妊娠の届出 、母子健康 手帳の交付 、妊産婦の 訪問指導―― ――、 低体重児の 届出、未熟 児の訪問指	（略）		

	導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの			導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給、費用の徴収又はこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	
16～29	(略)		16～29	(略)	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるからである。